

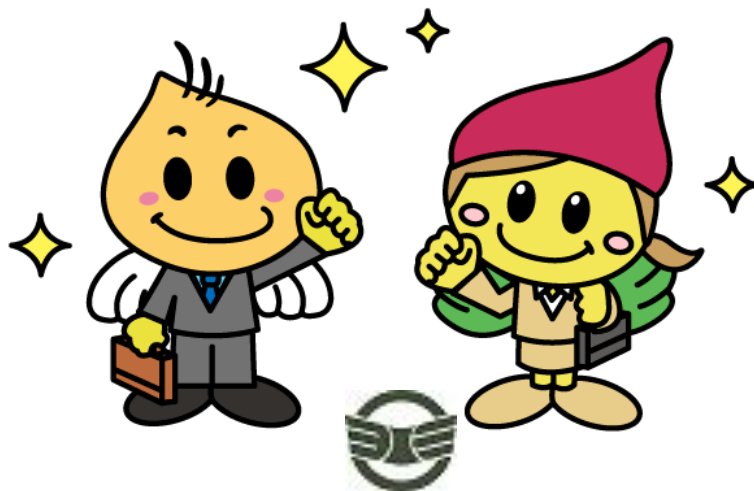
令和2年3月
見直し

みよし 男女共同参画プラン

第3次三芳町男女共同参画基本計画・三芳町DV防止基本計画

平成28(2016)年度～令和5(2023)年度

思いやりと自分らしさを
大切にするまち 三芳



埼玉県三芳町

はじめに



本町では、男女共同参画社会実現に向けて平成19年に「みよし男女共同参画プラン」（第2次三芳町男女共同参画基本計画）を策定し、住民と行政が一体となりさまざまな施策を推進してまいりました。

しかしながら、少子高齢化の急速な進行、ライフスタイルや価値観の多様化や国際化などを背景に環境は大きく変化し、新たな課題も生じてきています。

こうした背景を踏まえ、これまでの取組みの成果を評価するとともに、新たな課題に的確に対応するための行動計画として、「みよし男女共同参画プラン」（第3次三芳町男女共同参画基本計画・三芳町

DV防止基本計画）を策定しました。

本計画は、平成28年度から平成35年度までの8年間を計画期間とし「思いやりと自分らしさを大切にすまち 三芳」を基本理念として掲げ、3つの基本目標により構成されています。

また「配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進（三芳町DV防止基本計画）」を主要課題のひとつとし、DV被害者の支援にも取り組んでまいります。

本計画をより実効性のあるものにするためには、行政はもとより事業者、関係団体、そして何より町民の皆さま一人ひとりが互いに協力・連携して取り組んでいくことが大切です。本計画の推進について、なお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました、三芳町男女共同参画基本計画策定懇話会委員、三芳町男女共同参画推進会議委員の皆さまをはじめ、アンケート調査、パブリックコメント等々ご協力いただきましたすべての皆さまに心から感謝申し上げます。

平成28年3月

三芳町長 林 伊佐雄

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 第2次三芳町男女共同参画基本計画の進捗と評価・・・・・・・・・・ 3
- 2 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 5 計画の推進
 - (1) 推進体制の整備・充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
 - (2) 計画の進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

第2章 三芳町の現状

- 1 人口推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 2 就労状況
 - (1) 女性の就業者数・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
 - (2) 就業率・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 方針決定の場における女性参画の状況
 - (1) 各種審議会等における女性の登用状況・・・・・・・・・・ 16
 - (2) 女性管理職の登用状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 3 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第4章 施策の内容

- 1 基本目標Ⅰ 誰もが共に参加できるまちづくり
主要課題1 地域における男女共同参画の推進・・・29
主要課題2 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進・・・32
- 2 基本目標Ⅱ 誰もがいきいきと暮らせる環境づくり
主要課題1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進・34
主要課題2 生涯を通じた健康支援・・・36
主要課題3 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進・37
（三芳町DV防止基本計画）
- 3 基本目標Ⅲ 男女平等の意識づくり
主要課題1 性別による固定的役割分担意識の解消と意識改革・・・42
主要課題2 男女平等教育の推進・・・44

資料編

- 1 第2次三芳町男女共同参画基本計画進捗状況・・・49
- 2 第3次三芳町男女共同参画基本計画中間年度進捗状況・・・55
- 3 三芳町男女共同参画に関する住民意識調査
平成27年度版・・・58
平成30年度版・・・77
- 4 三芳町男女共同参画に関する事業所アンケート調査・・・89
- 5 三芳町男女共同参画基本計画策定懇話会設置要綱・・・105
- 6 三芳町男女共同参画基本計画策定懇話会委員名簿・・・106
- 7 三芳町男女共同参画推進会議要綱・・・107
- 8 三芳町男女共同参画推進会議委員名簿・・・108
- 9 三芳町男女共同参画基本計画策定部会委員名簿・・・109
- 10 三芳町男女共同参画推進会議提言書・・・110
- 11 第3次三芳町男女共同参画基本計画策定の経過・・・115
- 12 第3次三芳町男女共同参画基本計画見直しの経過・・・116
- 13 関連年表・・・117
- 14 男女共同参画社会基本法・・・120
- 15 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律・・・124

1

第 1 章

計画の策定にあたって

- 1 第2次三芳町男女共同参画基本計画の進捗と評価
- 2 計画策定の趣旨
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画の推進

第1章 計画の策定にあたって

1 第2次三芳町男女共同参画基本計画の進捗と評価

第2次三芳町男女共同参画基本計画は、基本理念に「一人ひとりがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現」と定め、3つの基本目標として「人権の尊重と男女共同参画の意識づくり」、「男女がいきいきと暮らせる環境づくり」、「男女共同参画によるまちづくり」を設定し、各種施策を進めてきました。

第2次三芳町男女共同参画基本計画で定めた107事業（所管課回答別事業数：144事業）のうち、達成度70%以上の事業が48.6%、未実施を含め達成度70%に満たなかった事業が51.4%でした。細分化された事業の内容を検証するとともに、関連性のある事業を統廃合する必要があります。

基本目標ごとの主な施策の進捗と評価は次のとおりです。

【基本目標Ⅰ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり】

性別による固定的な役割分担意識の解消と意識改革については、三芳町男女共同参画推進会議との協働によるセミナーの開催や男女共同参画情報誌の発行などの普及啓発により着実に進んでいるものの、家庭生活等における性別による固定的な役割分担意識はいまだ根強く残っており、更なる普及啓発が必要です。

男女平等教育の推進については、児童生徒の発達段階に応じた指導内容の工夫や保護者に対する講座の実施など学校教育、家庭教育において概ね達成しました。

女性に対するあらゆる暴力の根絶については、広報誌等による意識啓発、女性相談の実施等により進んでいるものの、関係機関との連携強化などの課題が残されています。

【基本目標Ⅱ 男女がいきいきと暮らせる環境づくり】

仕事と家庭、地域活動との両立支援については、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知、両親学級などの育児支援を実施してきました。今後は男性が家事・育児・介護に積極的に参加できる環境を更に整えていく必要があります。

働く場における男女共同参画の推進については、育児休業・介護休業制度の普及定着に向け、町内事業所へ啓発を実施しました。また、職員に対する育児休業及び介護休業の取得に関する条例を制定し、職員の家庭と仕事の両立を支援しました。育児休業・介護休業制度の更なる定着に向けた普及啓発、男性の育児休業・介護休業の取得者の向上、女性の再就職支援等の課題が残されています。

生涯を通じた健康支援については、保健予防、各種母子保健事業の実施など概ね達成しました。

【基本目標Ⅲ 男女共同参画によるまちづくり】

地域における男女共同参画の推進については、協働のまちづくりフェアの開催など多様な活動主体の効果的な連携促進を図りました。魅力あるまちづくりや地域活動の創出には、女性ならではの意見や参加が不可欠であり、今後も積極的に推進していく必要があります。

政策・方針決定過程への男女共同参画の促進については、各種審議会等への女性委員の登用は年々増加しているものの、女性委員割合の目標値（30%）は達成できませんでした。男性委員のみで組織されることが慣行化されている審議会等での女性委員の登用など課題が残されています。

国際的協調については、国際情報の収集と提供、NPOなどの民間団体との連携や活動支援を行うなど概ね目標を達成しました。今後は更にNPOなどの民間団体との連携を強化するほか、国際会議等の動向について国・県をはじめとする関係機関より情報を収集し、広く提供していく必要があります。

■第2次三芳町男女共同参画基本計画達成度集計結果

		基本目標Ⅰ	基本目標Ⅱ	基本目標Ⅲ	計画全体
基本計画に定める実事業数		34事業	44事業	29事業	107事業
所管課別回答事業数		55事業	56事業	33事業	144事業
十分達成（90%以上）	事業数	7事業	5事業	5事業	17事業
	構成比	12.7%	8.9%	15.2%	11.8%
概ね達成（70%以上）	事業数	21事業	20事業	12事業	53事業
	構成比	38.2%	35.7%	36.4%	36.8%
やや不十分（50%以上）	事業数	9事業	14事業	9事業	32事業
	構成比	16.4%	25.0%	27.3%	22.2%
不十分	事業数	0事業	4事業	0事業	4事業
	構成比	0.0%	7.1%	0.0%	2.8%
未実施	事業数	18事業	13事業	7事業	38事業
	構成比	32.7%	23.2%	21.2%	26.4%

※事業ごとの進捗状況は資料編に掲載してあります。

2 計画策定の趣旨

三芳町では、「三芳町女性行動計画－男女平等社会の確立を目指して－」を策定した平成4年（1992年）以降、平成12年（2000年）に「みよしまち女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン」、平成19年（2007年）に「みよし男女共同参画プラン（第2次三芳町男女共同参画基本計画）」（以下「前計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現をめざして様々な取組を行ってきました。

しかし、家庭や職場、地域活動の場においては、依然として性別による固定的役割分担※1に基づく意識や慣行が根強く残っており、男女が共に家庭生活と仕事、地域活動を両立しやすい環境の整備や政策・方針決定過程への女性の参画拡大など、多くの課題が残されております。さらに、深刻化する配偶者等からの暴力被害、男女共同参画の視点に立った防災対策などの課題にも対応する必要があります。

こうした状況を踏まえ、前計画の計画期間終了に伴い、これまでの取組を検証し、男女共同参画社会実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「みよし男女共同参画プラン（第3次三芳町男女共同参画基本計画）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

【策定経過】

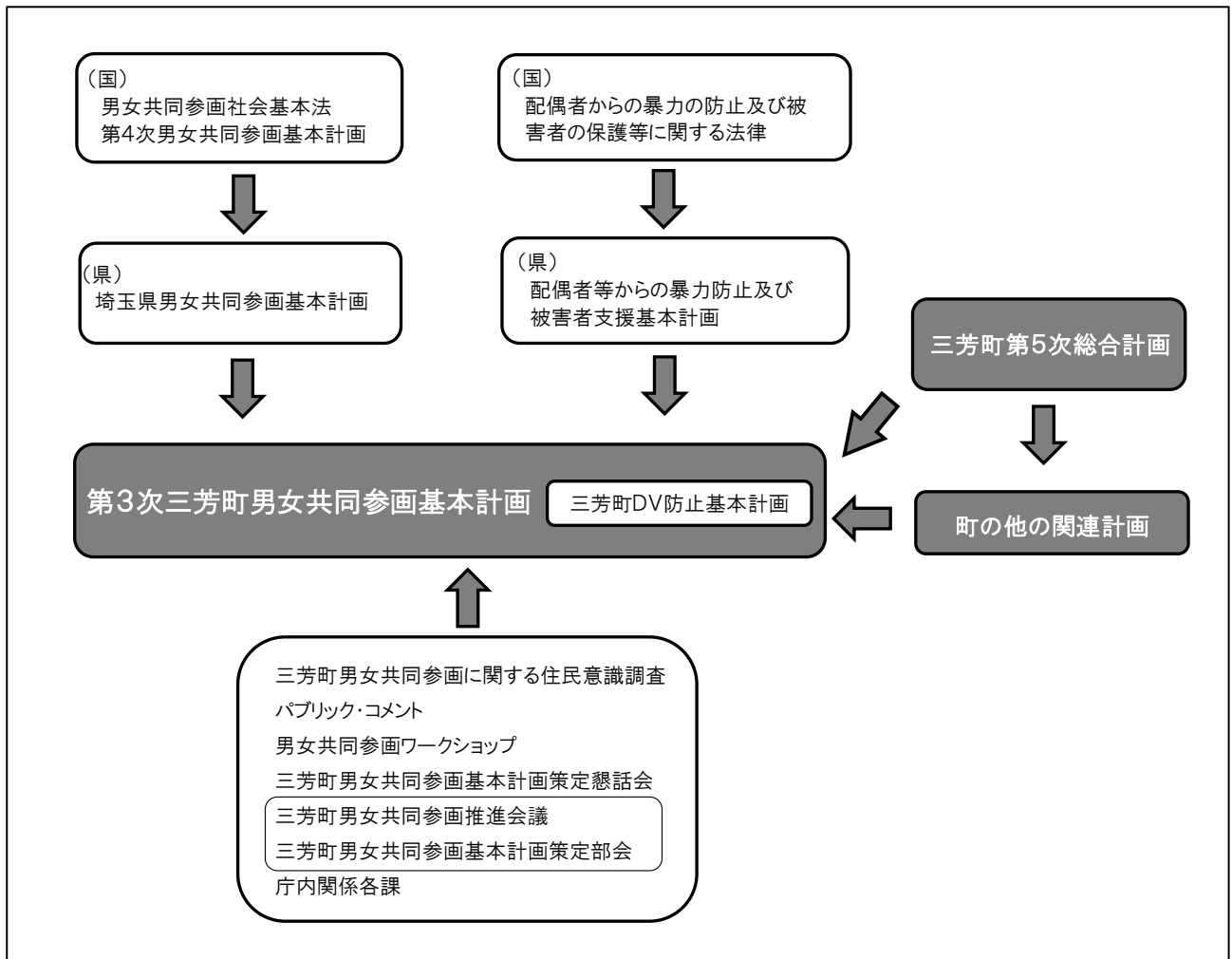
平成 4年3月	「三芳町女性行動計画－男女平等社会の確立を目指して－」
平成12年3月	「みよしまち女（ひと）と男（ひと）の共同参画プラン」
平成19年3月	「みよし男女共同参画プラン（第2次三芳町男女共同参画基本計画）」

3 計画の性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項の規定に基づき、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び県の「埼玉県男女共同参画基本計画」を勘案し、「三芳町第5次総合計画」や町における他部門の計画との整合性を図り、本町における男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するものです。

策定に当たり、関係各課へのヒアリング、「三芳町男女共同参画基本計画策定懇話会」、「三芳町男女共同参画推進会議」、「男女共同参画基本計画策定部会」で検討・提出された意見、助言を踏まえるとともに「三芳町男女共同参画に関する住民意識調査」、男女共同参画ワークショップや意見公募（パブリック・コメント）を実施し、住民の意見を反映しています。

なお、基本目標Ⅱ「誰もがいきいきと暮らせる環境づくり」のうち、主要課題3「配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進」は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律※2」（以下「DV防止法」という。）第2条の3第3項に規定される市町村基本計画（DV防止基本計画）として本計画と一体的に策定するものです。



※1 性別による固定的役割分担：男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

※2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律：配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする。

4 計画の期間

本計画は、平成28年度（2016年）から令和5年度（2023年）までの8年間とし、最終年度は、三芳町第5次総合計画と同じ年度としています。

ただし、計画の進捗状況や社会情勢の変化、国や県の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	平成 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
三芳町	第2次三芳町男女共同参画基本計画（平成20～27年度）			第3次三芳町男女共同参画基本計画（平成28～令和5年度） （三芳町DV防止基本計画を包括）							
	三芳町第4次総合振興計画（平成18～27年度）			三芳町第5次総合計画（平成28～令和5年度）							
埼玉県	男女共同参画基本計画（平成24～28年度）			男女共同参画基本計画（平成29～令和3年度）						（策定予定）	
	配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第3次）（平成24～28年度）			配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第4次）（平成29～令和3年度）						（策定予定）	
国	第3次男女共同参画基本計画（平成23～27年度）			第4次男女共同参画基本計画（平成28～令和2年度）						（策定予定）	

5 計画の推進

本計画は、家庭や職場、地域など広範多岐にわたるものであり、男女共同参画社会の実現のためには、今まで以上に住民や事業者、各種団体等と行政が連携し、協力しながら取り組むことが必要となります。また、あらゆる施策において男女共同参画の視点に立ち、庁内各課との緊密な連携のもとに、総合的・効果的な施策の推進が必要となります。

（1）推進体制の整備・充実

- ①（仮称）共生社会推進条例の制定検討
- ②男女共同参画推進庁内連絡会議の設置
- ③本計画の周知
- ④「三芳町男女共同参画推進会議」との連携強化
- ⑤国・県及び住民・事業者等との連携強化

(2) 計画の進行管理

①進捗状況の調査・評価

②情報収集・提供

平成 28年度	29年度	30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
		三芳町男女共同参画基本計画進捗状況調査 三芳町男女共同参画に関する住民意識調査	男女共同参画に関する事業所アンケート調査 中間年度事業評価・見直し			三芳町男女共同参画基本計画進捗状況調査 男女共同参画に関する事業所アンケート調査 三芳町男女共同参画に関する住民意識調査	最終年度事業評価 第4次三芳町男女共同参画基本計画(仮称)策定検討
男女共同参画推進 庁内連絡会議設置							
(仮称) 共生社会推進条例の制定検討							

2

第 2 章

三芳町の現状

- 1 人口推移
- 2 就労状況
- 3 方針決定の場における女性の参画推進状況

第2章 三芳町の現状

1 人口推移

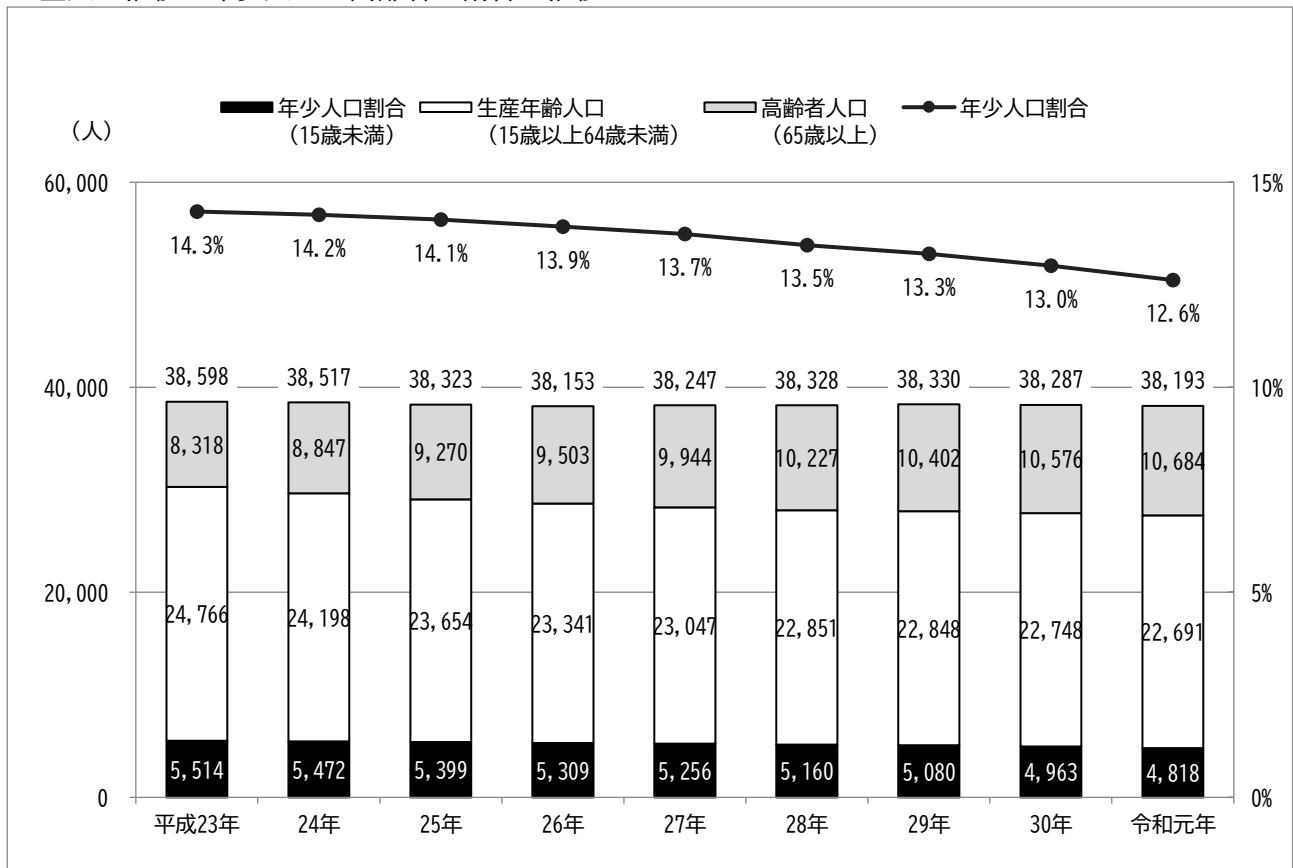
平成27年4月1日現在の総人口は38,247人となっています。

総人口は、平成27年で微増したものの減少傾向で推移しており、平成23年から27年までの減少数を平均すると毎年約90人の減少となっています。

年少人口と生産年齢人口は減少傾向、高齢者人口は増加傾向で推移しており、平成23年から27年の減少数を平均すると毎年、年少人口が約65人、生産年齢人口は約430人の減少で、高齢者人口は約405人の増加となっており、少子高齢化が急激に進行しています。

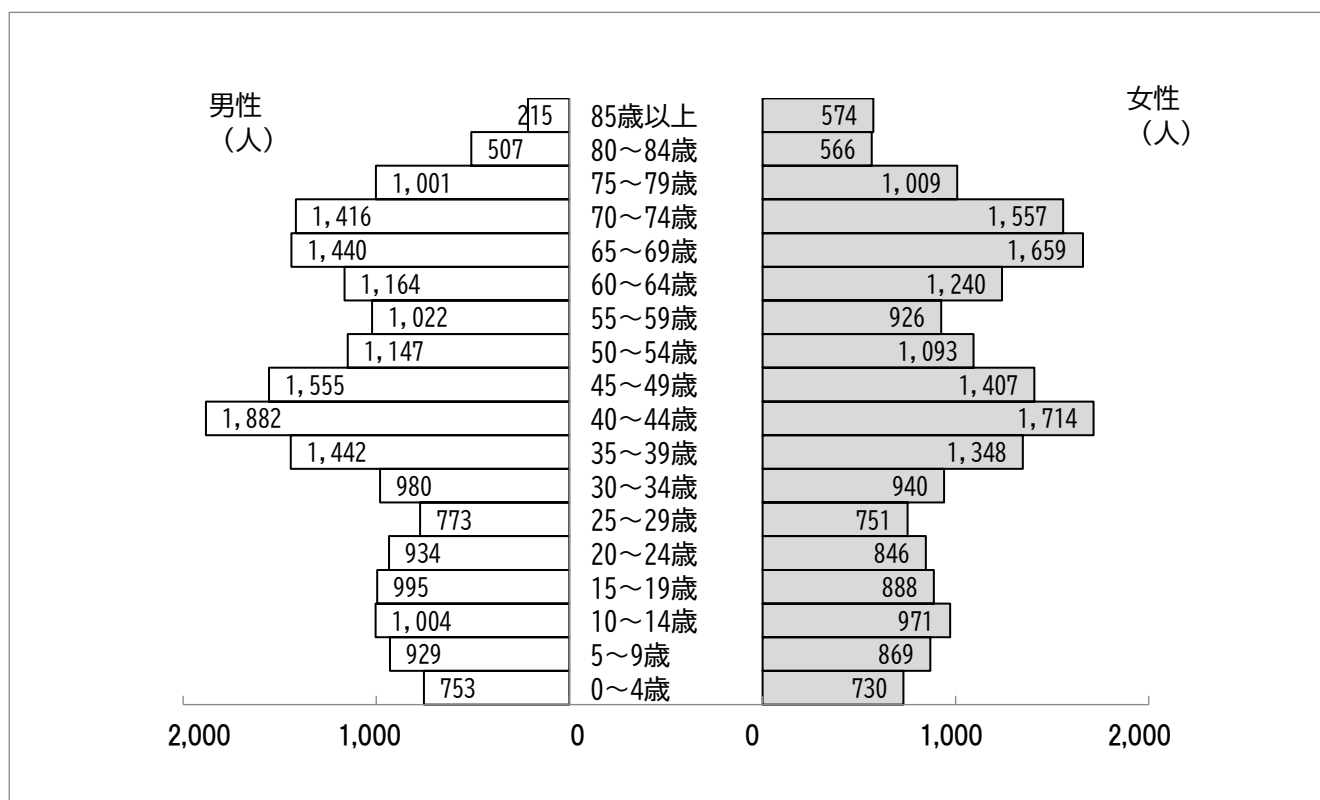
年齢階層別では、男女共に40歳～44歳の年代が最も多くなっています。世代別にみると、50歳代までは若干男性の割合が女性より上回っていますが、60歳代以上は女性の割合が男性を上回っています。

■人口推移と年少人口・高齢者の割合の推移

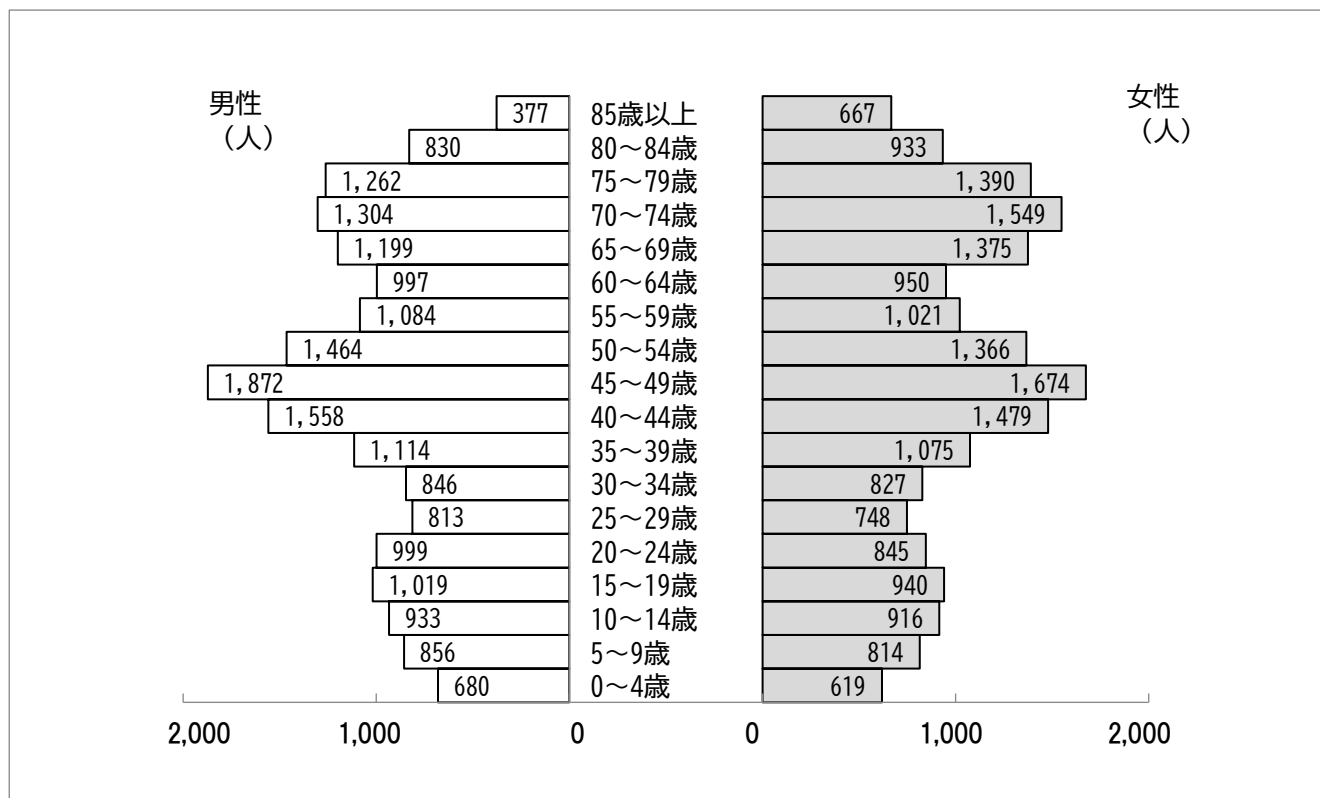


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

■ 年齢階層別人口

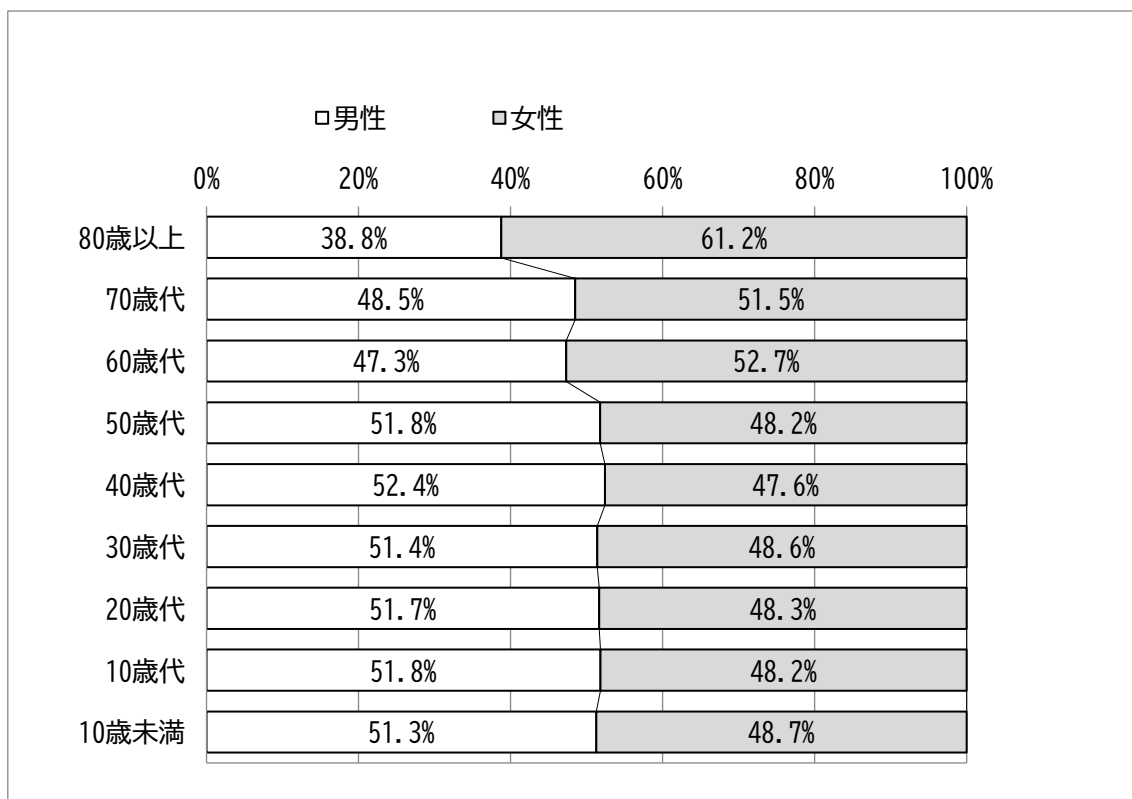


資料：住民基本台帳（平成27年4月1日時点）

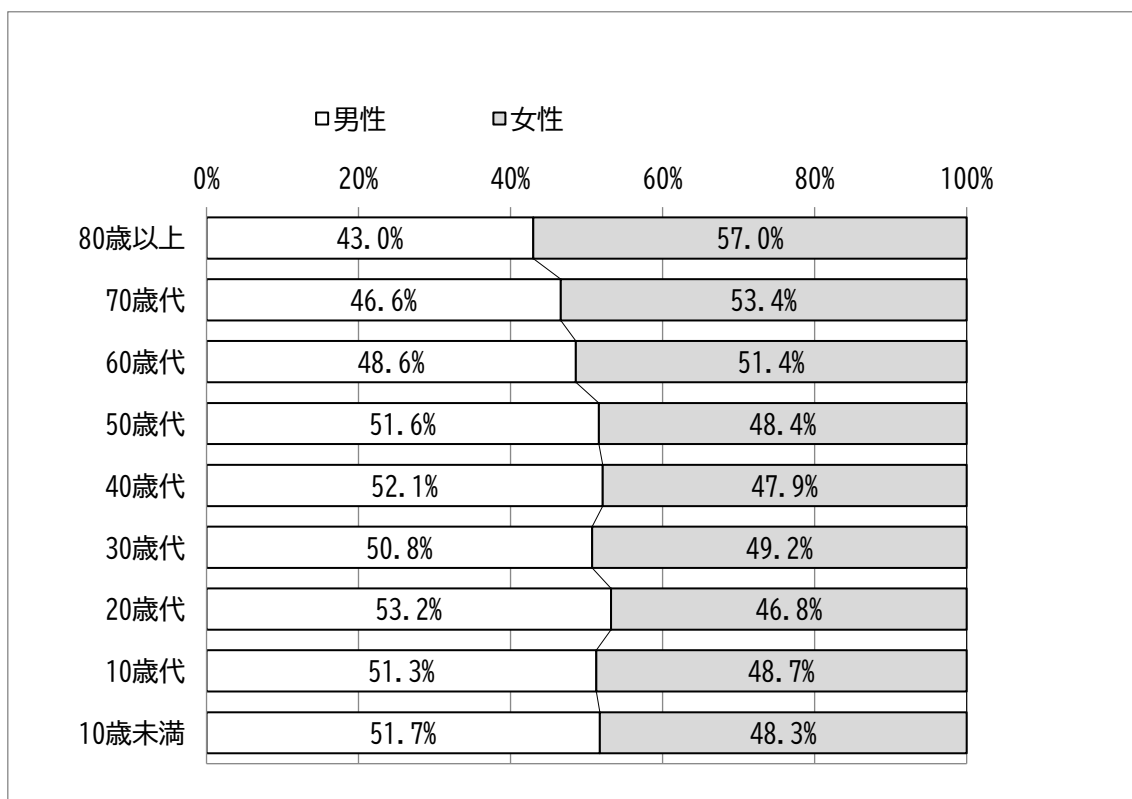


資料：住民基本台帳（令和元年4月1日時点）

■世代別男女構成比



資料：住民基本台帳（平成27年4月1日時点）



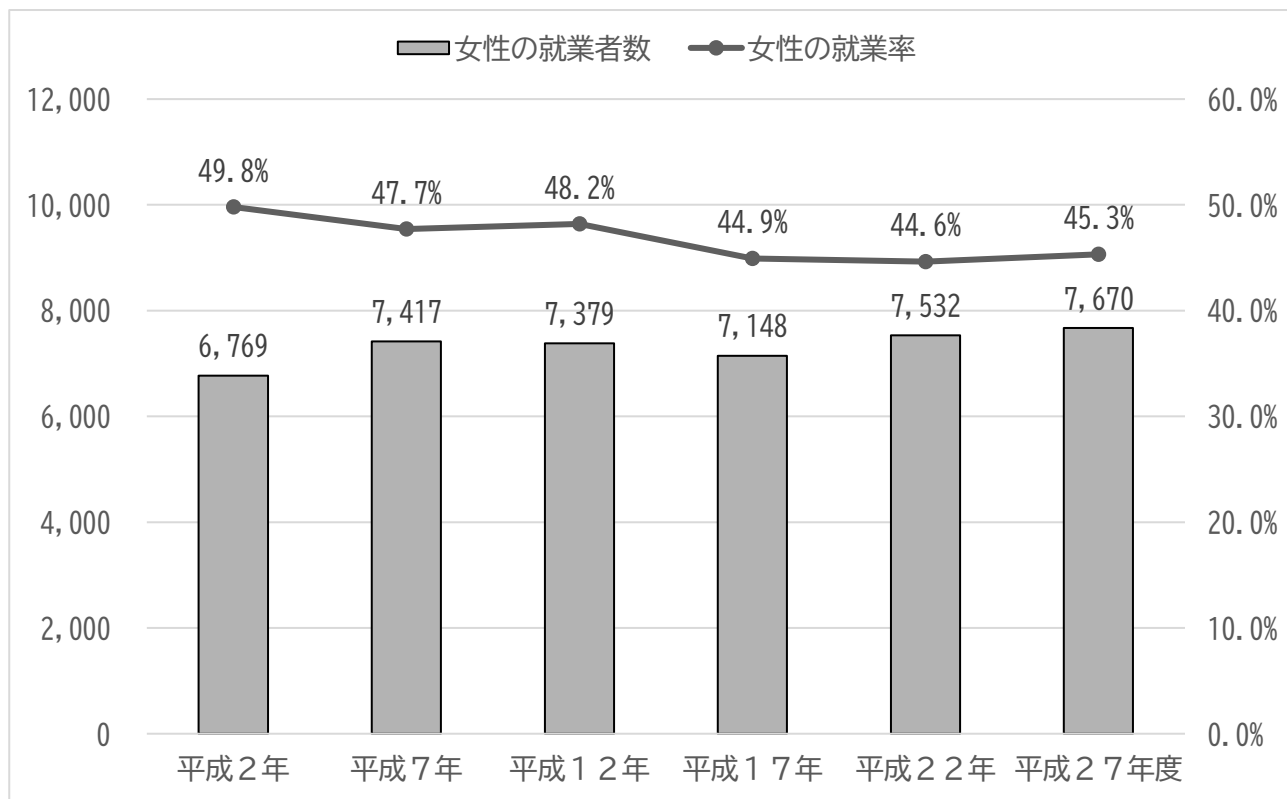
資料：住民基本台帳（令和元年4月1日時点）

2 就労状況

(1) 女性の就業者数

三芳町での女性の就業者数は、ほぼ横ばいとなっていますが、人口に占める女性の就業率※3は減少傾向となっています。

■三芳町の女性の就業者数



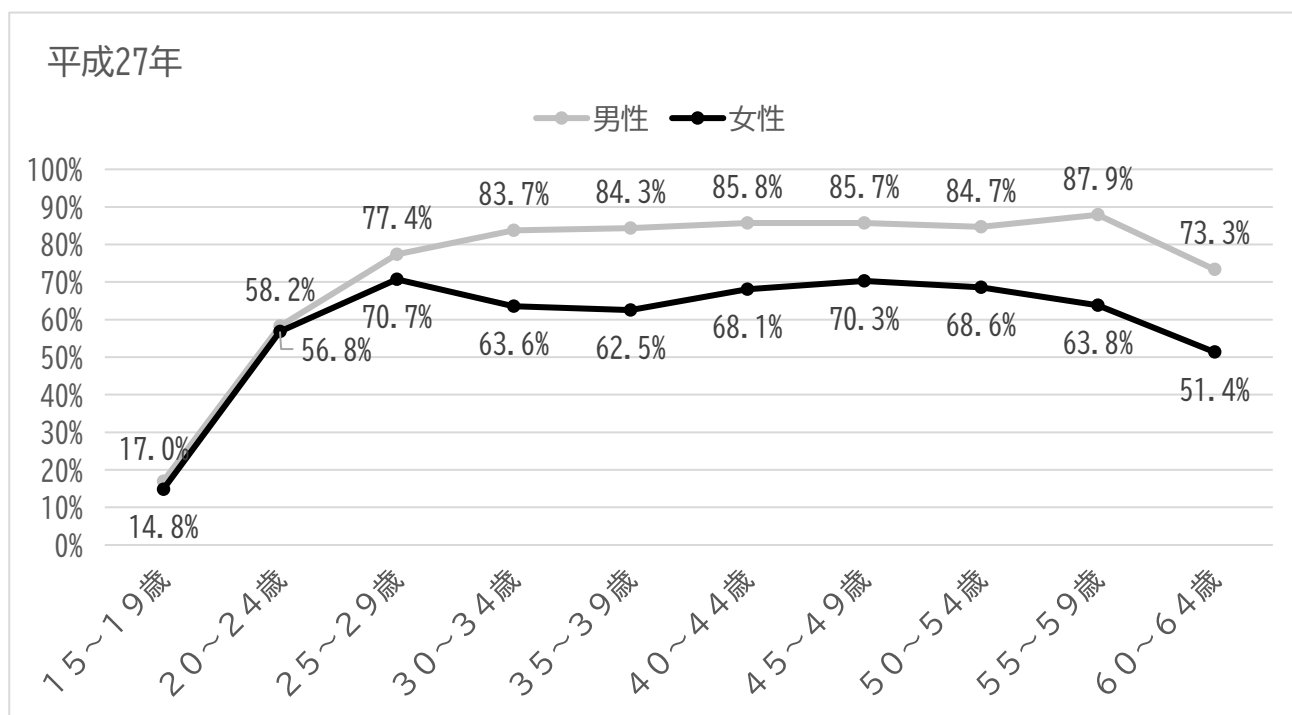
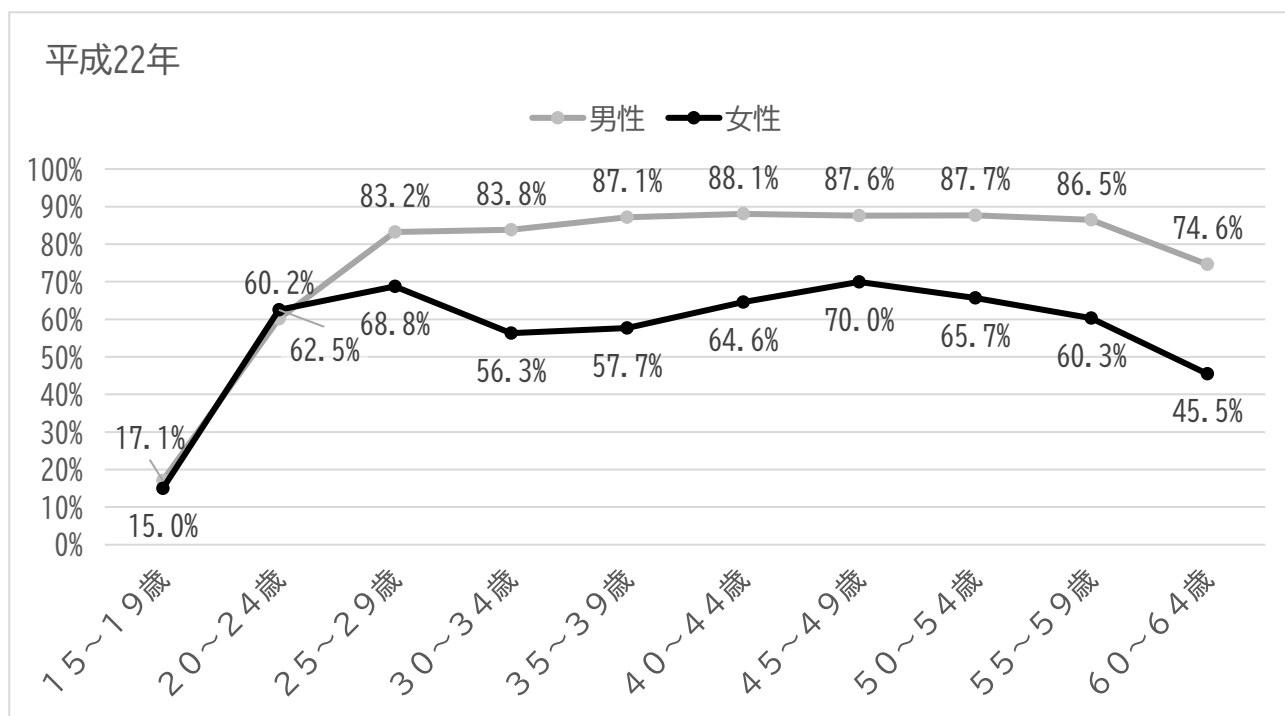
資料：国勢調査

※3 就業率：15歳以上人口に占める就業者数の割合。就業者数は、働いている者（収入を目的とする仕事をしている者）と休業中の者（仕事をもっていないながら病気などで休んでいる者）を合わせたもの。就業率＝就業者数÷15歳以上人口×100%

(2) 就業率

三芳町での女性の就業率を年齢に沿って見た場合、男性の就業率と比較して「M字型カーブ」を示しています。これは女性が30歳前後で結婚や出産により離職するケースが多いため、このような曲線を示していると考えられます。

■就業率（三芳町）



資料：国勢調査

3 方針決定の場における女性の参画状況

(1) 各種審議会等における女性の登用状況

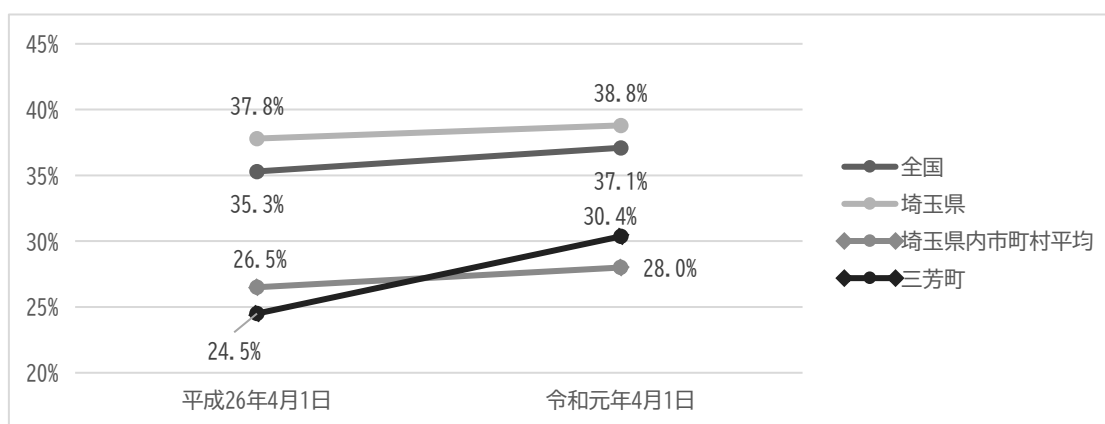
三芳町での各種審議会等における女性の登用状況は、平成26年度で24.5%となっており女性委員比率は年々増加しています。しかし、全国・埼玉県・埼玉県内市町村平均と比較すると下回っている状況です。

■各種審議会等における女性の登用状況（各年4月1日現在）

	地方自治法（第202条の3）に基づく審議会 ※4 (A)				地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等 ※5 (B)				審議会等及び委員会等 (A+B)			
	委員総数	女性委員数	女性委員比率（%）	（県内市町村平均）女性委員比率（%）	委員総数	女性委員数	女性委員比率（%）	（県内市町村平均）女性委員比率（%）	委員総数	女性委員数	女性委員比率（%）	（県内市町村平均）女性委員比率（%）
平成21年度	293	63	21.5%	25.1%	30	1	3.3%	12.4%	323	64	19.8%	23.9%
平成22年度	283	60	21.2%	25.3%	30	1	3.3%	11.6%	313	61	19.5%	24.0%
平成23年度	272	58	21.3%	25.6%	30	1	3.3%	12.0%	302	59	19.5%	24.3%
平成24年度	257	63	24.5%	26.5%	30	1	3.3%	12.0%	287	64	22.3%	25.2%
平成25年度	258	66	25.6%	27.0%	30	1	3.3%	12.5%	288	67	23.3%	25.7%
平成26年度	252	68	27.0%	27.8%	30	1	3.3%	12.7%	282	69	24.5%	26.5%
平成27年度	291	81	27.8%	27.8%	30	2	6.7%	13.5%	321	83	25.9%	26.6%
平成28年度	281	69	24.6%	27.8%	30	3	10.0%	13.4%	311	72	23.2%	26.7%
平成29年度	273	67	24.5%	27.9%	30	4	13.3%	13.9%	303	71	23.4%	26.8%
平成30年度	275	79	28.7%	28.3%	24	5	20.8%	15.4%	299	84	28.1%	27.4%
令和元年度	279	86	30.8%	28.8%	24	6	25.0%	16.3%	303	92	30.4%	28.0%

資料：総務課、男女共同参画に関する年次報告（埼玉県）

■各種審議会等における女性の登用状況比較



資料：地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（内閣府）

※4 地方自治法（第202条の3）に基づく審議会等：法令又は条例により設置されている附属機関、並びに法律により設置されている委員会及び委員をさします。

※5 地方自治法（第180条の5）に基づく委員会等：教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会をさします。

(2) 女性管理職の登用状況

三芳町での女性管理職の登用状況は、平成26年度で26.4%となり、平成24年度以降増加傾向にあり、埼玉県内市町村平均を上回っています。

■女性管理職の登用状況（各年4月1日現在）

	職員総数	女性職員数	女性職員比率(%)	管理職総数 ※6	うち課長級 ※7	女性管理職数	うち課長級	女性管理職比率	うち課長級	(埼玉県内市町村平均)	うち課長級
	(A)	(B)	(B/A)	(C)	(a)	(D)	(b)	(D/C)	(b/a)	(%)	
平成21年度	320	109	34.1%	104	45	20	5	19.2%	11.1%	22.0%	8.1%
平成22年度	312	107	34.3%	94	20	20	1	21.3%	5.0%	21.7%	8.3%
平成23年度	314	108	34.4%	95	20	24	1	25.3%	5.0%	22.2%	8.9%
平成24年度	307	107	34.9%	95	21	23	2	24.2%	9.5%	22.9%	9.8%
平成25年度	302	108	35.8%	92	24	24	1	26.1%	4.2%	24.6%	10.4%
平成26年度	297	108	36.4%	91	27	24	2	26.4%	7.4%	25.7%	11.0%
平成27年度	302	112	37.1%	90	28	23	3	25.6%	10.7%	26.2%	11.9%
平成28年度	289	110	38.1%	79	27	22	7	27.8%	25.9%	27.7%	13.0%
平成29年度	283	101	35.7%	85	24	18	4	21.2%	16.7%	28.6%	13.6%
平成30年度	279	104	37.3%	83	23	18	4	21.7%	17.4%	29.6%	14.1%
令和元年度	277	102	36.8%	88	24	18	5	20.5%	20.8%	29.0%	14.4%

資料：総務課

※6 管理職：主幹級以上の役付職員（課長・副課長・主幹）

※7 課長級：「管理職」のうち、課長級の管理職職員数（再掲）

